第37回 壬生町農業委員会総会議事録

令和2年7月17日(金)【午前10時開会】

- 1. 開催日時 令和2年7月17日(金)午前10時00分から午前11時12分
- 2. 開催場所 壬生町役場 正庁
- 3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 3番 早乙女 誠

委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子 6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝

4. 参集推進委員 0人

※新型コロナウィルス感染防止対策のため、推進委員の出席は見合わせた。

5. 議事日程

開会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第5 議案第4号 農地所有適格法人の申請の件について

日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について

日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第8 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他

閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神尚、局長補佐兼庶務係長 岡洋子

7. 会議の概要

令和2年7月17日(金)【午前10時開会】

●局長 定刻になりましたので、令和2年第37回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は 10 名で、欠席委員はおりません。定足数に達しております ので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 連日コロナのニュースで、先日は東京で286人、宇都宮でも5人と出ていますが、これからいろいろな意味でコロナの影響で経済がどうなっていくのかわからない状況ですが、壬生町で感染者を出さないのが1番で、皆さんも気を付けていただきたいと思います。

本日は最後の総会ということで、7名の方は引き続きということですが、3名の 方は3年間本当にありがとうございました。

そういった意味も含めまして有意義な総会にしたいと思いますので、皆様にご協力をお願いし、冒頭のあいさつをお願いいたします。

- ●局長 ありがとうございました。 総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規 則第5条の規定により、会長にお願いいたします。
- ○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ○議長 それでは、9番 中川久枝 委員、1番 琴寄成人 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。
- ○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。
- ●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。
 - •6月26日(金)県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザにおいて開催され、梁 島源智会長と宇賀神尚係長が出席いたしました。
 - ・6月26日(金)県農業会議第5回通常総会が、護国会館において開催され、梁島 源智会長が出席いたしました。
 - •7月3日(金)壬生町企画委員会が役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
 - •7月3日(金) 壬生町都市計画審議会が役場正庁において開催され、梁島源智会

長が出席いたしました。

- 7 月 1 3 日 (月) 新規就農認定審査会が役場委員会室において行われ、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、琴寄成人農業委員、清水利通農業委員、刀川正己農業委員、事務局から宇賀神尚係長と私が出席いたしました。
- •7月15日(月)農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、清水利通農業委員、大久保幸雄農業委員、大橋好ー農業委員、事務局から宇賀神尚係長と私が出席いたしました。
- ○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長	特に発言がないようですので、	以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔字賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の 件についてご説明いたします。

7/3 (金)締切りの時点で、2件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項				
譲渡人	(東京都)	自作地3~		
讓受人	(六美南部)	自作地947	アール	
(土地の表示)				
壬生町大字壬生丁		_ 畑	3 3 0	m²
売買による所有権移転	(P	引) 稼働	3人	
第2項				
譲渡人(下表町)	自作地	也93~	貸付地 5 ステ
讓受人(壬生町)	自作地	也18元	借受地39~

(土地の表示)

壬生町表町	_	田	1216 m²
売買による所有権移転	(円)	稼動	8人

以上、第1項から第2項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書・添付書類・農地台帳等により確認しましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- ○議長 8番 大橋好一 委員
- ●8番 大橋好一 委員(1項の現地調査の結果並びに補足説明)

所有権移転の金額ですが、場所は市街化区域で3畝で______万ということは、1 反歩_____万ということで、地価の公示価格を調べましたら、一番近かったのが_____店の近くで㎡_____円ということで、若干下回りますが、駅から近い市街化区域内農地ということで、価格については、高いように思えますが仕方がないところかと思います。

_____さんは____ さんの弟で、相続の時に遺産を分割で分けたということです。譲渡人は_____を経営して、コロナの関係で資金難ということで、資金の調達のために実家の兄に相談し、売買にいたったということで、価格についても周りに影響を及ぼすことではないと3人で検討しましたので、ご報告します。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- ○議長 3番 早乙女誠 委員
- ●3番 早乙女誠 委員(2項の現地調査の結果並びに補足説明)

第2項の案件について、去る7月11日に、譲受人の_____氏立会いのもと、 大橋幸子農業委員、石井隆二農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周 辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。

チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも 問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たし ておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

- ○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」 を、議題といたします。 <u>事務局</u>より議案の朗読と説明をいたさせます。
- ●事務局 議案書の朗読と説明〔字賀神農地調整係長〕

それでは、議案書3ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

7/3 (金)締切りの時点で、5件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項			
貸 人(釜ケ渕)			
借 人(釜ケ渕) _	(千葉県	()	
(土地の表示)			
壬生町大字下稲葉	畑	499 m²	
住宅敷地 使用貸借権の設定20年	間		
第2項			
讓渡人(第三)			
讓受人(茨城県)			
(土地の表示)			
壬生町大字壬生甲	田	988 m²	
太陽光発電設備敷地 所有権の移	転 売買		
Mario com			
第3項			
賃貸人(助谷1)			
賃借人(上三川町)			
(土地の表示)	_		
壬生町大字助谷		1 2 3 8 m²	
壬生町大字助谷	田		
壬生町大字助谷	田	1 3 1 3 m ²	
	合 計	3 7 1 1 m	
園芸用土採取 賃借権の設定 1	牛间		
第4項			
譲渡人(上長田2)			
譲受人(栃木市)	(栃木市)		(栃木市
(土地の表示)			
壬生町大字安塚	畑	290 m²	
所有権の移転 贈与 住宅敷地			
第5項			
譲渡人(中泉1)			
譲受人(安塚2-1)			

(土地の表示)

壬生町大字安塚	畑	146 m²
---------	---	--------

住宅敷地拡張 所有権の移転 売買

- ○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る7月 15 日の調査 委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の <u>6番 清</u> 水利通 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ●6番 清水利通 委員(1項案件について報告)

議案第2号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会 の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、7月15日(水) に私と 大久保 幸雄委員、大橋 好一委員、 大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の5名で調査いたしました。

農地法 第5条の	規定による許可申請 第1項案件についてご報告します。
申請地は、	から南東に約300メートルに位置する農地で、
立地基準としては、	農地の集団的広がりが10haを超えるため、第1種農地となり
ます。	

事業計画書によりますと、申請者は現在、親と同居しており、住居が手狭になっていることから、戸建住宅の建築を検討していたところ、父から土地を提供してもらえることとなり、所有地及び周辺の土地から検討した結果、他に適した土地がないため、申請地を適正地として選定しました。給水は井戸を利用し、汚水・雑排水は町下水道に接続する予定で、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。

なお、事業資金 約_______万円については、自己資金及び金融機関からの融資で対応するため、金融機関の残高証明書と住宅ローン事前審査 承認結果通知が添付されております。

開発許可については栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地の転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法 施行令 第4条 第1項 第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。 本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたしま す。
- ○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。
- 6 番 清水利通 委員(2項案件について報告)

次に 第2項案件についてご報告します。

申請地は県道宇都宮栃木線_______から南東に約150メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集団的広がりがないため第2種農地に該当します。 事業計画書によりますと、315ワットのパネル324枚、合計出力 102.06キロワットの太陽光発電施設を予定しております。

なお、事業資金 約______万円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。 本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ●6番 清水利通 委員(3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は県道 上田壬生線 から北に約500メートルに位置する農地で、立地基準としては農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、保安距離を、北側及び南側は道路から2m、西側は道路から3m、東側については隣地との境が法面になっているため、法尻から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では最大4.0mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の(有)______に出荷する予定となっております。埋戻しの用土は、栃木市内の_____(株)から調達予定であります。

なお、転用実績については、前々回地・前回地ともに農地への復元が完了している状況となっております。

誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類及び現場の写真も添付されており、事業資金_____万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当し、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。 本案件については、7月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取 後壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。

●6番 清水利通 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告します。

事業計画書によりますと、申請者は現在、栃木市在住でありますが、住居が手狭になっていることから、戸建住宅の建築を検討していたところ、父から土地を提供してもらえることとなり、所有地及び周辺の土地から検討した結果、他に適した土地がないため、申請地を適正地として選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・維排水は町下水道に接続する予定で、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。

なお、事業資金約______万円については、金融機関からの融資で対応するため、金融機関の住宅ローン事前審査 承認結果通知が添付されております。 開発許可については栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地の転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第4条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。 本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ●6番 清水利通 委員(5項案件について報告)

次に 第5項案件についてご報告します。

申請地は安塚の		_から南に約25() メートルに位置
する農地で 立	地基準としては第3種農地に 該	当します。	

事業計画書によりますと、申請者は申請地東側に住宅を所有し居住しておりますが、敷地が狭いため駐車スペースがなく、別の場所に駐車場を借りている状況であります。居住地に隣接する申請地の所有者と合意に至ったことから、今回の申請に至りました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は町下水道に接続する予定で、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。

なお、事業資金_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関の残 高証明書が添付されております。

開発許可については栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性 に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたの で報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。 本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題 といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集 積計画の件について、<u>事務局</u>より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書4ページからの議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について利 用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明いたします。

議案書5ページのとおり、1件・2筆・面積合計が2, 921㎡となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。 以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積 計画について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長	全員賛成ですので、	議案第3号	「壬生町農用地利用集積計画の件」	については、
	原案のとおり決定いた	しました。		

- ○議長 次に、日程第5の議案第4号「農地所有適格法人の申請の件について」を議題といたします。 <u>事務局</u>より議案の説明及び7月13日に開催いたしました新規就農認定審査会での審議状況などについて説明願います。
- ●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書6ページの議案第4号 農地所有適格法人の申請の件について ご説明いたします。今回、農地所有適格法人の認定申請が1件ございました。第1 項についてご説明いたします。

申請人は(株)_____、申請理由につきましては、これまで個人として壬生町内にて農業を営んでおりましたが、事業規模の拡大、農業従事者の福利厚生の充実等を図っていく方針であることから、今後を見据え、(株)____として農地を取得する必要があり、今回の申請に至った次第でございます。取得予定地は、記載しております合計27筆 44,730㎡で、個人名義で借りている農地を法人名義で借り直す計画となっております。農地所有適格法人の審査日は令和2年7月13日で、審査結果といたしましては、農業従事者たる役員・構成員に農業経験があり、販路も確保されていることから、計画どおり営農することが可能と見込まれ、認定やむなしの判断となっております。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いいたしま

す。

○8番 大橋好一 委員

_____というのは誰がやっているのか、代表者は誰なのかという個人名も書かないとわからない。その辺も表示してもらいたい。今日の案件は、わかる範囲でいいので教えてもらいたい。

●事務局 宇賀神係長

○4番 篠原正明 委員

年齢はいくつぐらいの方ですか。

●事務局 宇賀神係長

代表の方が43歳で、お父さんが役員になっていて70代前半です。

○議長 それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 次に、日程第6、報告第1号「非農地証明願いの件について」、<u>事務局長</u>より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、本日差し替えの資料をご覧ください。件数は4件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局 長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報

告をお願いいたします。

●3番 早乙女誠 委員(1項案件について報告)

先月11日に私と鈴木進吉農地利用最適化推進委員、髙橋測量事務所立ち会いの もと、で現地調査を行いました。

現地測量図及び昭和23年撮影の航空写真を確認したところ、宅地として使用していたことを報告いたします。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手 をお願いいたします。

(発言なし)

- ○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。
- ○議長 続いて、第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ●7番 大久保幸雄 委員(2項案件について結果報告)

6月5日に、中川義人農地利用最適化推進委員と現地を確認いたしました。本日の議題の議案第2号第4項に図面があるかと思いますが、母屋以外はすべて農地で駐車場や庭となっています。航空写真等による現地確認調査を致いたました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお 願いいたします。

(発言なし)

- ○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。
- ○議長 続いて、第3項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ○6番 清水利通 委員(3項案件について結果報告)

が確認した案件ですので、代わりに私が発表いたします。

6月10日、申請人の______様立ち会いのもと、梁島源智会長と中嶋幸平農地利用最適化推進委員で現地を確認してまいりました。記載の通り平成8年頃から隣接している宅地と一体利用していることを確認いたしましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第3項について、発言のある方は挙手をお

願いいたします。

(発言なし)

- ○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。
- ○議長 続いて、第4項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ●5番 大橋幸子 委員(4項案件について結果報告)

7月15日に、大橋公一農地利用最適化推進委員とともに届出人の_____氏と息子の____氏立ち会いのもと記載の通りであることを確認をしてきました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第4項について、発言のある方は挙手をお 願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第4項を終わります。

- ○議長 次に日程第7の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、 事務局長より報告事項の朗読を致させます。
- ●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の8ページ、9ページの7件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得 に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決 により、書類を受理しました。

- ○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。 (発言なし)
- ○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、

事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の10ページの7件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長	発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。
	 次に、その他の件を議題といたします。

車数目から「その仲」について当明

事務局から「その他」について説明をお願いします。

その他

- ●事務局 宇賀神係長
 - 1. 違反転用に対する処分について

で	を営んでおります	⁻ 氏が、現況が田んぼとなっている農
地に許可なく_		に建ててしまっておりました。当施認
については、ま	基礎 はありませんが_	になっており、さらに
面積が2001	ffを超えているため、	転用許可が必要な建物であり、違反転用の
状況となっては	おりました。	

去る7月7日に本人を呼びまして、梁島会長、早乙女職務代理による聴聞を行い、処分について協議いたしました。原則から言いますと、農地復元を命じるところでありますが、本人も違反だと知らずに自分で建ててしまい、深く反省しており、また、①建物が農業用施設であること②______において必要不可欠な施設であること③現実的に建物を壊し、農地に戻すことが非常に困難であることを考慮し、処分決定通知書記載のとおり、

■厳重注意

- ■始末書の提出
- ■再度、違反した場合は即刻農地復元を命じる。

以上の処分を下す方向で考えておりますので、ご報告いたします。

- ○添付資料
- 位置図
- ・航空写真

• 処分通告書

2. 6月総会保留案件の農地転用許可について

梁島会長、6月の現地調査委員の皆さんと協議し、申請地は耕作放棄地の状態ではありましたが、農地以外の目的で利用している等の違反状態ではなかったため、確約書の提出を条件に6月付で許可することとし、許可書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

○添付資料

• ____の確約書

3. 台帳(登記)と現況(課税現況)における地目の相違について

6月総会の際に、琴寄委員からご質問がありました、登記と課税現況における地目の相違につきまして、過去の担当者や資産税係に確認いたしました。地目の相違については通常、登記上の地目と実際の利用状況が異なっており、本人からの申し出を受け、資産税係で現地確認後に課税現況の地目を直したことによるものであります。課税現況の地目が田→畑になることは、現在も随時行われておりますが、件数は決して多いものではありません。

登記が畑で課税現況が田んぼの土地については、昭和62年に農地台帳の電算システムを導入した際、登記は畑でありながらも、実際は減反政策以前から田んぼとして利用していた土地については、課税現況を田に直したとのことであります。転作補助金の関係で田んぼの現況地目を増やすことができず、しばらくの間、畑から田んぼへの課税現況地目の変更は行われていない状況であります。

資産税のシステムで10人程度をサンプルとして確認したところ、登記:田・課税現況:畑となっているのは1筆のみでありました。登記:畑・課税現況:田となっているのは38筆ありましたが、変更された理由は先ほど申し上げました「昭和62年現地調査」による課税現況地目の変更か、資産税システムに地目変更された履歴がないか(それぐらい昔)どちらかとなっております。明確ではないのですが、確認できたことについて、回答させていただきますので宜しくお願いいたします。

●事務局 岡局長補佐

- 4. 令和3年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算 に関する要望の提出について⇒原案どおり要望
- 5. 第23期農業委員会会計及び農地利用最適化推進委員親睦会会計決算報告について

事務連絡

- 1. 令和元年全国農業新聞表彰について (新型コロナウィルス感染症対策のため「椿山荘」での大会は中止)
 - 優秀農業委員会、団体等表彰
 - •情報活動功労賞 農家戸数対比普及率の部 全国第4位
 - •情報活動特別功労賞 梁島源智会長 全国第3位
 - 情報活動功労賞 梁島源智会長、篠原正明委員、清水利通委員、大橋好一委員
- 2. 6/20農業委員会懇親会決算報告
- 3.7月分農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬、親睦会費還付金について報酬 7/1~7/19(19日分) 振込予定日 8/14(金) 本日、農業委員、農地利用最適化推進委員親睦会費を還付
- 4. 旅行積立金還付金について 本日、旅行積立を還付
- 5. 記念写真の配布について 退任委員の方には後日届ける
- 6. 退任委員の活動記録簿の提出について 4月~7月分の活動記録簿を8月までに事務局に提出
- ○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局まで ご連絡ねがいます。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、 その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは閉会の前に、退任なさる3名の委員さんよりご挨拶を いただきたいと思います。

○5番 大橋幸子 委員

お時間を取っていただきありがとうございます。3年間、公私にわたりご配慮、 ご心配、ご指導いただきありがとうございました。

3年間有意義に過ごすことができました。皆様にはますますのご活躍を心よりお願いしましてごあいさつとさせていただきます。

お世話になりました。ありがとうございました。

○7番 大久保幸雄 委員

中立の農業委員として、この3年間 大変お世話になりました。

なかなか皆さんが思うような活動ができなかったのですけど、自分なりには少し は町農政に貢献できたのかなと思っているところです。

引き続き委員をなさる7名の方には、さらなる町農政発展のためにご活躍を期待申 し上げて、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○9番 中川久枝 委員

お時間取っていただきありがとうございます。

3年前、農業委員とは漠然とはわかっていましたが、入ってみて改めて一からの 勉強で、なかなか皆さんのお力にならないどころか足をひっぱってしまった3年間 だと思います。また、3年間という短い間で辞めてしまうというのは本当に申し訳 ないのですが、事情がありまして、3年間お世話になりました。まだまだ農業は大 変かと思いますが、皆さん、これからも是非頑張っていただいて、明るい農業の進 む道を見出していただけるかと思います。本当にありがとうございました。

○議長 それでは、以上をもちまして、令和2年第37回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。3名の方には大変お世話になりました。継続の7名の方には引き続きよろしくお願いいたします。

【午前11時12分閉会】

議事録署名委員

議	長			
				_
9	番			
	_			
1	番			